

一部負担金減免及び保険者徴収実施状況調査の結果について

厚生労働省保険局国民健康保険課

I. 調査概要

第3回検討会資料2-2に基づき、平成18年12月、国民健康保険の保険者たる全市町村区における平成18年度の一部負担金減免及び保険者徴収の実施状況について、各都道府県を通じ調査を実施。全市町村区より回答を得た。(全体のとりまとめ結果は別紙1、別紙2のとおり。)

II. 調査結果及び分析

1 一部負担金減免実施状況調査について

(1) 減免制度の有無について

保険者数	①制度有					制度無			
	②有の場合の根拠 (重複有)					③無の場合の理由 (複数回答)			
	条例	規則	要綱	その他	財政影響	判定	その他		
1818	1003	84	644	251	163	815	494	562	110

- * 「①制度有」には、国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免制度を設けている市町村数を記載している。
- * 「②有の場合の根拠」には、減免制度の実施根拠別に市町村数を記載している。(複数回答あり(例えば、条例及び条例規則に規定している等)。
- * 「③無の場合の理由」には、制度を設けていない理由別に市町村数を記載している。(複数回答あり。) 「財政影響」: 財政影響への懸念 「判定」: 減免に該当するか判定が難しい

○ ②有の場合の根拠「その他」の詳細

- ・実施要領、事務取扱基準、規程、内部規則 等。
- ・国民健康保険法第44条を根拠に直接実施しており、市町村の条例等には特段の定めをおいていない。

○ ③無の場合の理由「その他」の詳細

- ・平成19年度より条例等を整備し制度化予定、導入に向けて調整中。
- ・一部負担金の支払困難者については、基本的に高額医療費貸付制度や生活保護等他制度の適用で対応できていたため、減免制度は設ける必要性がないと判断していた。
- ・被保険者間の負担の均衡・公平性を図る観点から実施していない。
- ・被保険者からの申し出が無く、特段の検討をしていなかった。具体的事例があれば、国民健康保険法第44条を根拠に実施を検討する。
- ・事務量増加への対応が難しい。
- ・大規模災害発生時などに限り別に定める方針。 等

【分析】

約6割弱の市町村区において、一部負担金減免を条例等に規定しているとの結果とな

ったが、そもそも一部負担金減免は国民健康保険法第44条に規定しており、その実施基準等について条例で別に定める旨は規定していないため、市町村区においては条例等に定めがなくとも実施は可能である。

減免を明確に制度化していない理由としては、市町村の国保財政に与える影響への懸念や減免に値するかどうかの判定が難しいとの意見が多数を占めた。

(2) 減免を認める具体的な事由について

制度有 保険者数	④ 減 免 事 由 (複数回答)							⑤低所得判定 基準有
	災害	障害	疾病	事業の休廃止	失業	低所得	その他	
1003	852	210	158	727	700	155	578	111

- * 「④減免事由」には、具体的な事由別に市町村数を記載している。(複数回答あり。)
- * 「⑤低所得判定基準有」には、④の減免事由として低所得を規定し、具体的な判定基準を定めている市町村数を記載している。

○ ④減免事由「その他」の詳細

- ・ 不作、不漁、干ばつ、冷害、事故、負傷、盗難等。
- ・ 資産に甚大な損害。
- ・ 主たる事由に類する事由。
- ・ 主たる事由を定めず、「市町村長は、特に必要があると認める者に対し、減免することができる」等と規定し、個別に判断している。
- ・ 減免を受けることを相当と認める事由があったとき。
- ・ 当該年度において生活保護法による保護が停止・廃止されている場合に減免。 等

○ ⑤具体的な低所得の判定基準

- ・ 過去3ヶ月の平均収入月額について、生活保護法に基づく生活保護基準額に一定割合(1.1~1.3)を乗じて得た額と比較し、減免を決定。

【具体例】

平均収入月額 ≤ 生活保護基準額 × 1.2 → 免除

生活保護基準額 × 1.2 < 平均収入月額 ≤ 生活保護基準額 × 1.3 → 減額

- ・ 医療の受診をする月において、当該世帯の収入が生活保護法による保護を受ける世帯に準ずると認められ(生活扶助基準の1.3倍以下)、かつ、世帯全員の手持金の合計額が、50万円以下の世帯に属する被保険者について減免。
- ・ 当該年度の所得について、前年の総所得金額の3~5割以上の減収が見込まれる場合にその減収割合によって減免。 等

【分析】

減免事由としては、「災害」、「事業の休廃止」、「失業」を主たる事由として規定している市町村が多数であったが、具体的な事由を設けず個々の相談事例に応じて対応をしている市町村も多くみられた。

2 保険者徴収実施状況調査について

(1) 保険者徴収についての条例等の有無について

保険者数	①条例等の規定有				
	②有の場合の根拠				
	条例	規則	要綱	その他	
1818	120	11	103	5	6

* 「①条例等有無」には、国民健康保険法第42条第2項に規定する保険者徴収について、条例等に規定を設けている市町村数を記載している。

* 「②有の場合の根拠」には、実施根拠別に市町村数を記載している。(複数回答あり(例えば、条例及び条例規則に規定している等)。)

○ ②有の場合の根拠「その他」の詳細

・実施要領、事務取扱基準、内部規則 等。

【分析】

条例等に規定している市町村区は1割も満たない状況となっているが、一部負担金減免と同様、保険者徴収について定める国民健康保険法第42条第2項に、その実施基準等について条例で別に定める旨は規定していないため、市町村区においては条例等に定めがなくとも実施は可能である。

(2) 平成18年度における保険者徴収実施状況

保険者数	18年度実績		
	③請求受付市町村数	④請求件数	⑤保険者徴収実施件数
1818	34	159	86

保険者数	18年度実績							⑦回収金額(千円)
	⑥徴収事務(重複あり)							
	文書催告	電話催告	訪問	督促状の発付	財産調査	差押	換価・公売	
1818	77	3	6	2	1	0	0	334

保険者数	18年度実績			
	⑧実施していない主な理由(複数回答)			
	実施方法	事務負担	回収努力	その他
1818	1	2	16	8

* 「③請求受付市町村数」には、実際に保険医療機関又は保険薬局から、保険者徴収の請求を受けつけた市町村数を記載している。(受理したかどうかにかかわらず、書面で請求のあった市町村数を記載。)

* 「④請求件数」には、実際に保険医療機関又は保険薬局から、保険者徴収の請求を受けつけた件数を記入すること。(受理したかどうかにかかわらず、書面で請求のあった件数を記載している。)

* 「⑤保険者徴収実施件数」には、④のうち実際に保険者徴収に取り掛かった件数を記載している。

* 「⑥徴収事務」には、⑤のうち徴収事務を行った内容別に件数を記載している。(例えば、1件の請求につき、「文書催告」と「訪問」を行った場合には、それぞれ1件ずつとカウントしている。また、「文書催告」を同じ請求案件について複数回行った場合でも、件数は1件とカウントしている。)

* 「⑦回収金額」には、⑥で実施した保険者徴収で回収した金額（総額）を記載している。（千円未満切り捨て）

* 「⑧実施していない主な理由」には、⑤で保険医療機関等から請求があったにもかかわらず、⑥で保険者徴収の実施が0件と回答した保険者について、その理由別に市町村数を記載している。（複数回答あり。）

「実施方法」：実施方法がよく分からなかったため

「事務負担」：事務負担増大を懸念したため

「回収努力」：医療機関等が善管注意義務を果たしていない等、回収努力が不十分と判断したため

○ ⑧実施していない主な理由の詳細

- ・ 調査の結果、保険者が処分することができるほどの資力を対象者が有していなかったため。
- ・ 申請受付後、被保険者が医療機関の催告に応じ支払を行ったため、保険者徴収を実施しなかった。
- ・ 調査の結果、すでに時効完成となっていたため。
- ・ 対象者が既に転出しており連絡先が不明なため。
- ・ 国保保険料（税）に滞納があり、そちらを優先している。

【分析】

全体的な請求件数自体は少なく、また地域的な偏りもみられた結果となったが、いくつかの市町村からは、医療機関等からの請求前の相談段階で、例えば、善管注意義務が果たされていないと判断した場合や保険料も滞納していることが判明した場合等により、実際の請求までには至らないケースがあったとの声が聞かれた。

保険者徴収の請求を受け付けたが実際に着手までには至らなかった理由としては、医療機関側が十分に善管注意義務を果たしていない等、回収努力が不十分と判断しているケースが多かった。

平成18年度一部負担金減免実施状況調査総括表

都道府県名	保険者数	①制度有															⑤低所得 判定基準 有	18年度実績						
		②無の場合の理由(複数回答)			③有の場合の根拠(重複有)				④減免事由(複数回答)									⑥申請 件数	⑦実施 件数	⑧減免総額 (千円)	⑨件数が少ない理由(複数回答)			
		財政影響	判定	その他	条例	規則	要綱	その他	災害	障害	疾病	事業の休廃止	失業	低所得	その他	財政影響					判定	周知不足	その他	
1 北海道	173	161	8	4	1	11	139	28	12	148	26	11	129	118	20	100	8	93	91	16,209	15	24	64	67
2 青森	40	11	20	20	4	4	2	2	3	11	7	2	8	8	2	6	1	8	7	2,284	1	2	1	7
3 岩手	35	5	19	18	5		3	1		5	2	3	4	5		2		0					1	3
4 宮城	36	30	2	6			14	16	5	28	9	7	27	27	0	22	0	0				4	11	4
5 秋田	25	23	1	2			3	22		23			23	23		23		77	68	16,901	1	1	11	9
6 山形	35	27	4	6		1	23		3	3	1	3	2	2		20		0			5	13	12	4
7 福島	60	4	37	35	8		1		3	4	2	1	4	4	2	1		0					1	3
8 茨城	44	44					44			44			44	44		44		2	1	608	4	11	22	16
9 栃木	31	27	3	3	1		27			27	7	1	27	27	2	18		1	1	77	7	10	19	4
10 群馬	38	30	6	7			3	9	21	19	8	6	16	14	7	16	5	3	2	291	9	7	17	7
11 埼玉	70	67	2	3		5	61	1	5	60	17	8	59	57	15	44	7	176	173	24,358	12	31	35	21
12 千葉	56	18	24	35	6	2	13	4	1	10	4	2	8	8	3	13	2	0			5	6	6	5
13 東京	62	52	7	4	1	18	13	38	11	48	21	12	45	44	19	28	18	358	355	101,967	4	18	14	15
14 神奈川	33	10	14	10	8		2	8	2	10	3	3	8	10		10		197	196	35,409		1	4	3
15 新潟	35	7	15	20	2	3		2	3	7		1	3	3	1	1	1	4	3	254	1	1	1	
16 富山	15	2	4	11	2			1	1	1	1		1	1			0	0					2	
17 石川	19	6	8	9	6	1	3	3		5	1		3	3	2		2	2	2	252	2	3	2	3
18 福井	17	4	6	9	3	1	2		1	3			1	1		2		0					1	2
19 山梨	28	1	23	18				1		1	1	1	1	1	1	1	1	0				1		
20 長野	81	67	11	10		2	57	6	3	66	30	8	60	57	5	19	6	0			6	23	29	28
21 岐阜	42	10	19	22	6	4	5	4	1	10	1	1	4	4	2	4	2	0				2	4	4
22 静岡	42	39		3		1	38	4		39		2	39	38	2	39	2	0			4	15	28	6
23 愛知	63	29	15	17	6	3	15	16	2	28	5	7	28	24	5	21	5	16	20	5,416	1	4	14	13
24 三重	29	3	16	21	1	1	2			3			2	2	1	3	1	0				1	1	1
25 滋賀	26	1	9	24	3		1			1		1	1			1		0				1	1	
26 京都	26	22	1	1	2	1	17	1	3	21	3	5	20	19	8	11	7	401	393	78,163	1	5	9	4
27 大阪	43	34	9	7	2	4	23	11	5	27	5	9	23	22	5	12	5	6,322	6,175	191,843	6	9	12	10
28 兵庫	41	23	6	12	3	4	16	8	11	18	9	7	16	14	12	8	9	392	392	42,197		7	8	7
29 奈良	39	16	19	14	2	2	6		9	6	2	1	2	3	1	5		0			2	6	4	4
30 和歌山	28	28				1			27	5	2	2	2	1	1	3		0			2	2	9	18
31 鳥取	19	5	11	7	1	1	4	1		4	1		4	3	2	2		0				3	4	1

都道府県名	保険者数	①制度有															18年度実績								
		②無の場合の理由(複数回答)			③有の場合の根拠(重複有)				④減免事由(複数回答)								判定基準有	⑥申請件数	⑦実施件数	⑧減免総額(千円)	⑨件数が少ない理由(複数回答)				
		財政影響	判定	その他	条例	規則	要綱	その他	災害	障害	疾病	事業の休止	失業	低所得	その他	財政影響					判定	周知不足	その他		
32 島根	21	15	3	6		2	12	2		9	3	3	3	3	3	11	2	0							
33 岡山	27	27				1	23	4	3	27	3	23	9	9	3	21	2	6	6	216	6	7	13	8	
34 広島	23	14	5	8		1	11	1	3	10	1	4	7	7	6	5	4	2,007	2,002	116,590	5	5	8	4	
35 山口	22	13	3	5	2	2	8	5		11	5	1	10	10	2	2	2	0				2	5	6	15
36 徳島	24	6	17	14			1	2	4	6	4	2	5	5		4		1	0			2	3	2	
37 香川	17	5	4	8	3		3	2	1	4	2	2	3	3	2	3	2	0				1	3	2	
38 愛媛	20	3	13	11	3		1	1	1	2	1	1	2	2	1	2		0				1	3	2	
39 高知	35	24	6	9		1	21	2		20	9	2	17	18	4		2	1	1	153	5	5	20	1	
40 福岡	66	25	23	26	5	1	7	5	12	21	1	2	12	11	5	14	4	6	5	1,079	5	11	17	6	
41 佐賀	23	4	13	12	3		2	2		4	1	1	4	4	1	1	1	0				1	3		
42 長崎	23	2	16	20	2		1	1	1	2	1	1	2	2	1	2	1	0					1	1	
43 熊本	48	12	21	25	4	2	5	5	2	7	1	3	6	6		9		3	3	172	1	3	5	3	
44 大分	18	12		1	6	3	4	8	1	11	8	3	11	11	8	2	8	3	2	825	1		4	9	
45 宮崎	30	7	10	16	5		3	4		6	2	1	5	5		4		276	276	7,034			2	1	
46 鹿児島	49	13	27	26	1	1	5	5	3	12			2	2	1	4	1	588	586	6,131			2	7	
47 沖縄	41	15	14	17	3			15		15		5	15	15		15		6	4	186	4	6	10	2	
合計	1,818	1,003	494	562	110	84	644	251	163	852	210	158	727	700	155	578	111	10,949	10,764	648,615	118	260	446	330	

(各欄の説明)

- 「①制度有」には、国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免制度を設けている市町村数を記載している。
- 「②無の場合の理由」には、制度を設けていない理由別に市町村数を記載している。(複数回答あり。)
「財政影響」：財政影響への懸念 「判定」：減免に該当するか判定が難しい
- 「③有の場合の根拠」には、減免制度の実施根拠別に市町村数を記載している。(複数回答あり(例えば、条例及び条例規則に規定している等)。)
- 「④減免事由」には、具体的な事由別に市町村数を記載している。(複数回答あり。)
- 「⑤低所得判定基準有」には、④の減免事由として低所得を規定し、具体的な判定基準を定めている市町村数を記載している。
- 「⑥申請件数」には、減免の申請を受けつけた件数を記載している。
- 「⑦実施件数」には、実際に申請に基づき減免した件数を記載している。
- 「⑧減免総額」には、⑦で減免した金額総額を記載している。(千円未満切り捨て)
- 「⑨件数が少ない理由」には、⑧の減免実施件数が10件以下の場合、その理由として市町村が考えている事由別に市町村数を記載している。(任意回答。複数回答あり)。
「財政影響」：財政影響への懸念 「判定」：減免に該当するか判定が難しい 「周知不足」：減免制度について周知不足のため、申請が少なく、減免件数も少ない

	保険者数	①条例等の規定有				18年度実績																	
		②有の場合の根拠				③請求受付 市町村数	④請求 件数	⑤保険者徴収 実施件数	⑥徴収事務(重複あり)						⑦回収金額 (千円)	⑧実施していない主な理由(複数回答)							
		条例	規則	要綱	その他				文書催告	電話催告	訪問	督促状の発行	財産調査	差押		換価・公売	実施方法	事務負担	回収努力	その他			
31	鳥取	19	0				5	8	1									331	1		4		
32	島根	21	6		6		0	0															
33	岡山	27	5		4		0	0															
34	広島	23	8	1	7		0	0															
35	山口	22	1		1		0	0															
36	徳島	24	0				0	0															
37	香川	17	0				0	0															
38	愛媛	20	1		1		0	0															
39	高知	35	14	1	13		0	0															
40	福岡	66	4		2		6	105	74	70							0				1	2	
41	佐賀	23	1		1		0	0															
42	長崎	23	0				1	1	0													1	
43	熊本	48	1	1			2	2	2	1	1	2		1			3						
44	大分	18	4	1	2	1	2	3	3	3		3	2				0						
45	宮崎	30	0				0	0															
46	鹿児島	49	2	1	1		1	1	0													1	
47	沖縄	41	0				3	19	0												1	1	2
合計	1818	120	11	103	5	6	34	159	86	77	3	6	2	1	0	0	334	1	2	16	8		

(記入要領)

- 「①条例等有無」には、国民健康保険法第42条第2項に規定する保険者徴収について、条例等に規定を設けている市町村数を記載している。
- 「②有の場合の根拠」には、実施根拠別に市町村数を記載している。(複数回答あり(例えば、条例及び条例規則に規定している等)。)
- 「③請求受付市町村数」には、実際に保険医療機関又は保険薬局から、保険者徴収の請求を受けつけた市町村数を記載している。(受理したかどうかにかかわらず、書面で請求のあった市町村数を記載。)
- 「④請求件数」には、実際に保険医療機関又は保険薬局から、保険者徴収の請求を受けつけた件数を記入すること。(受理したかどうかにかかわらず、書面で請求のあった件数を記載している。)
- 「⑤保険者徴収実施件数」には、④のうち実際に保険者徴収に取り掛かった件数を記載している。
- 「⑥徴収事務」には、⑤のうち徴収事務を行った内容別に件数を記載している。(例えば、1件の請求につき、「文書催告」と「訪問」を行った場合には、それぞれ1件ずつとカウントしている。また、「文書催告」を同じ請求案件について複数回行った場合でも、件数は1件とカウントしている。)
- 「⑦回収金額」には、⑥で実施した保険者徴収で回収した金額(総額)を記載している。(千円未満切り捨て)
- 「⑧実施していない主な理由」には、⑤で保険医療機関等から請求があったにもかかわらず、⑥で保険者徴収の実施が0件と回答した保険者について、その理由別に市町村数を記載している。(複数回答あり。)

「実施方法」：実施方法がよく分からなかったため 「事務負担」：事務負担増大を懸念したため
「回収努力」：医療機関等が善管注意義務を果たしていない等、回収努力が不十分と判断したため